

## 質疑回答書(緑区台村町公募貸付)

質問番号	質問内容	回答
	※質問者の質問内容をそのまま転載しています	
(原状復帰) 1	撤去した防草シート及び番線柵は契約終了時に元に戻す必要がありますか。	外周の番線柵については現状回復、防草シートについては敷設を要しないことを基本としますが、どちらも土地の状況等により本市が指示を行うことがあります。
(管理範囲) 2	イベント等の使用について具体的な計画があれば内容と予定時期を教えてください。	現時点では未定です。参考まで昨年度の実績では12月に一度マルシェイベントが開催されました。
3	借受人負担の清掃及び除草等の表面管理について明確な基準や手法は決まっていますか。	表面管理について基準や手法はありません。イベント等の使用を想定して常に現在の状態を維持していただく必要はありませんが、雑草、飛砂、大雨による道路への冠水等、近隣からの陳情には借受人が責任を持って対処してください。
4	今までの除草作業の実施時期を教えてください。	本件地は緑警察署跡地です。令和4年の建物解体に伴い砕石・圧着していることから、解体後、全体の除草は実施しておりません。一部歩道部分については、近隣からの陳情により随時除草しています。
5	全面又は隣地との境界のみ防草シートを敷設することは可能ですか。	イベント等の使用の妨げになるほか、イベントを実施する際に破損するおそれがあるため、防草シートの敷設はできません。境界のみであっても同様です。
6	ホームセンター等で購入した除草剤の散布は可能ですか。	除草剤の散布はできません。
7	明渡し時は現状と同程度の清掃・除草状況で構わないですか。	明渡し時は、現状と同程度の清掃・除草状況で構いません。